

農地転用許可等に係る指定市町村の指定基準等(案)について

資料1

基本となる考え方	指定手続等(案)
<p>○ 生産性の高い優良農地の確保の観点と地方分権の推進の観点の双方の観点から見て適正なものとなるようにすること。</p> <p>○ 優良農地の確保の目標を適切に定めるなどの農地を確保する意欲を有するとともに、法令の基準に従った制度の適切な運用を行い、そのための体制を備えた市町村は指定できるようにすること。</p> <p>○ 担い手への農地の利用集積等の農業施策への取組による農地の確保・保全、農地の確保にも配慮した都市計画等の土地利用計画に基づく計画的な土地利用に向けた取組を十分考慮すること。</p> <p>○ 国は、市町村等の事務が適正に行われるようサポートするとともに、法令の基準に違反した事務処理が行われた場合には、是正するための措置を講ずるよう積極的に対応すること。</p> <p>○ 国と地方がそれぞれの役割の下にこれまで以上に一体となって農地の確保等に向けて取り組むこととする。</p>	<p>1 指定の手続</p> <p>○ 農林水産大臣は、市町村の申請に基づき、指定基準に適合する市町村について指定し、その旨を都道府県及び市町村に通知するとともに、公示する。(申請の状況は公表する。)</p> <p>○ 農林水産大臣は、指定市町村を指定しようとするときは、指定基準に係る都道府県知事の意見を聴かなければならない。当該意見は公表することとする。</p> <p>2 運用状況の把握</p> <p>指定市町村は、事務処理の状況及び優良農地を確保する目標の達成状況に関し、毎年、農林水産大臣に報告しなければならない。(国は、毎年、個別の許可事務の実態調査を実施。)</p> <p>3 指定の取消の手続等</p>
指定基準(案)	指定基準を判断するに当たっての考え方
<p>I 農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること 過去5年間の事務又は行為からみて、次の基準を満たすこと。</p> <p>① 農地転用許可等に係る以下の事務の処理が法令の基準に違反していないこと</p> <p>ア 地方自治法に基づく事務処理特例制度による農地転用許可に係る事務</p> <p>イ 農業委員会の農地転用許可に関する意見書送付に係る事務</p> <p>ウ 農地転用を目的とする農用地区域からの除外に係る事務</p> <p>② 以下の事務の処理又は行為が、農地法等の目的に照らして著しく適正を欠いているものでないこと</p> <p>ア 市町村の道路・公園等の設置に係る行為</p> <p>イ 事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村の違反転用に対する是正措置に係る事務</p>	<p>① 事務処理特例制度により農地転用許可を行っている市町村</p> <p>ア 許可した事案について、法令に基づく許可基準を満たさないとして不許可と判断される事案がないこと</p> <p>イ 農地転用を目的とした農用地区域からの除外を適当とした事案について、法令に基づく要件を満たさないとして都道府県から除外不可とされたものがないこと 等</p> <p>② 農地転用許可を行っていない市町村</p> <p>ア ①のイ</p> <p>イ (指定後に農業委員会に事務委任する場合には、) 農業委員会が許可相当として都道府県に意見書を送付した事案について、都道府県が法令の基準を満たさないとして不許可としたものがないこと</p> <p>① 事務処理特例制度により農地転用許可を行っている市町村</p> <p>ア 許可不要となっている市町村が行う道路、公園等の整備について、法令の基準に照らし合わせた場合に明らかに不適切と認められるものがないこと</p> <p>イ 違反転用事案について、正当な理由なく違反を是正するための指導等を行わないなど、明らかに不適切と認められる事案がないこと</p> <p>② 農地転用許可を行っていない市町村</p> <p>ア ①のア</p>
<p>II 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること</p> <p>① 農地転用許可制度に係る事務処理について、原則として、2年以上の経験年数を有する職員が複数配置されていること。ただし、許可件数が年間数件程度と少ない市町村については、経験年数を有する職員の配置は1名でも可とする。</p> <p>② 事務処理を行う体制が継続的に確保できると認められること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員の経験については、事務処理特例制度による農地転用許可及び農業委員会事務局の職員の経験により判断する。また、農業振興地域制度の経験や農業委員会に事務委任する場合は、農業委員会の体制も考慮する。 経験が浅い担当者については、農林水産省等が開催する研修の受講の状況、事務処理を経験した者のサポート体制(OB等の経験者の配置も含む。)も考慮する。
<p>III 優良農地を確保する目標を定めること 以下の要件を満たす確保すべき農用地等の面積の目標が定められていること。</p> <p>① 農振法に基づく国の「確保すべき農用地等の面積の目標等の基本的な方向」及び「都道府県面積目標の設定基準」等に沿って、最近のすう勢及び農地の確保に関する施策の効果を適切に勘案していること</p> <p>② 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定等がある場合は、その事情が適切に考慮されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 面積目標において、最近のすう勢(農用地区域からの除外及び荒廃農地の発生)や農地の確保に関する施策の効果、市町村の独自の事情が適切に見込まれていること。 施策効果については、①農用地区域への編入の取組の効果、②農地中間管理機構による担い手への農地集積、多面的機能支払いによる地域活動等に向けた取組の推進、農業生産基盤整備事業及び荒廃農地の再生対策の推進等による荒廃農地の発生抑制・再生の効果を勘案することとし、施策の実施状況や今後の取組方針からみて適切に効果が見込まれていることを確認する。 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく具体的な開発予定等、すう勢には含まれない計画的な開発プロジェクト(単なる需要見通しによる構想は含まない。)については、独自の事情として考慮することができることとする。

※ 農地転用許可等の「等」は、農振法に基づく農用地区域における開発許可であり、指定市町村の指定基準については、農地転用許可と同様の取り扱いとする。